

2024年10月

【マイナ保険証】2024年12月以降の健康保険証はどうなるの?

2024年12月2日からは健康保険証の新規発行が終了予定であり、マイナンバーカードと健康保険証の紐づけを進める方も増加しています。

その一方で、総務省によるとマイナンバーカードの保有率は75.2%(9月末時点)であり、国民の約4分の1はマイナンバーカード自体を取得していないという現状があります。

「12月以降の保険証がどうなるのか」について、状況別に確認しましょう。

マイナンバーカードやマイナ保険証を持っていない場合

従来の保険証については、記載された有効期限内であれば、最長で2025年12月1日まで使用可能です。

また、その後も自治体や健康保険組合などから発行される「資格確認書」により、最長5年間は保険証の代わりとして使用できます。

なお、「資格確認書」については、当面の間は申請手続きなどを行わなくても交付される予定です。

マイナ保険証を持っている場合

従来の保険証とマイナ保険証の両方を持っている場合は、2025年12月1日まではどちらも使用可能です。それ以降は従来の保険証が使用できなくなるため、マイナ保険証に一本化されます。

ただし、医療機関や薬局などにカードリーダーがない場合や、停電などによってマイナ保険証が使用できない場合に備え、今年9月頃に「資格情報のお知らせ」が保険証の発行元から送付されています。

マイナ保険証を持っているにもかかわらず、何らかの理由によって使用できない場合には、「資格情報のお知らせ」によって代用できるため、破棄せずに必ず保管しておきましょう。

医療機関の受診時に利用できるカード類

健康 保険証 マイナ

12月2日から新規発行停止。 発行済みの場合は最長1年間利用できる

SECONDAL 2.A

マイナンバーカードに健康保険証の機能を搭載。 本人が利用登録することで使用できる

資格 確認書

保険証

マイナ保険証を持っていない人に12月以降、順次送られる。保険証代わりに使える。有効期限は最長5年

2024年12月2日からは健康保険証の新規発行が終了し、「マイナ保険証」の利用が加速すると見込まれます。

ただし、従来の保険証も最長1年間は使用できるうえ、最長5年間は使用可能な「資格確認書」も発行されるため、変更内容を正しく理解し、自分自身に合った方法を選択しましょう。

記事作成: 経営革新等支援機関推進協議会

お問い合わせ

「使う決算書®」の

㈱西田事務所/西田了税理士事務所/西村一成税理士事務所

山口県周南市緑町2丁目13番地

MAIL:info@nishi24.jp TEL:0834-31-2807